

平成 27 年 11 月 12 日

学習院と「帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を締結

～目白駅周辺の教育機関と初めての協定締結～

本日、豊島区は、学校法人学習院と「帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を締結した。この協定は、一時滞在施設（又は一時待機場所）の提供・運営や備蓄物資の提供などの 5 項目の中から事業所等が選択し、行政と事業所等が連携協力して、帰宅困難者対策を推進するもの。目白駅周辺の教育機関との協定締結は初。

本区では、東日本大震災の経験を踏まえて、平成 24 年 3 月に「豊島区帰宅困難者対策計画」を策定。さらに、平成 25 年 3 月に制定した「豊島区防災対策基本条例」では、事業者の自助・共助や、関係機関の連携による帰宅困難者対策の実施を明記するなど、区が中心となって、積極的に帰宅困難者対策を推進し、その具体化に向けて協議や訓練を重ねてきた。

これらの取り組みの結果として、平成 25 年 12 月に「帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を池袋駅の鉄道 4 事業所や大規模商業施設等計 17 事業所等と締結したのを皮切りに、平成 26 年度中にはさらに 4 事業所と協定を締結。池袋駅周辺の合計 21 事業所等と協定を締結することにより、帰宅困難者対策の取組みを発展させてきた。

22 番目となる今回の協定は、目白地域の教育機関とは初めての協定締結となり、目白駅周辺の帰宅困難者対策に大きく寄与するものとなる。

締結式には、学習院より耀（あかる）英一常務理事ら 7 名が出席。高野之夫豊島区長は、「目白駅周辺のシンボリック的存在である学習院と帰宅困難者対策について協定締結ができたことは大変うれしいことであり、今後さらに、連携協力を強固なものにしていきたい」と話した。

<連携協力の内容>

協力内容の主な項目（次の項目から事業所が選択）

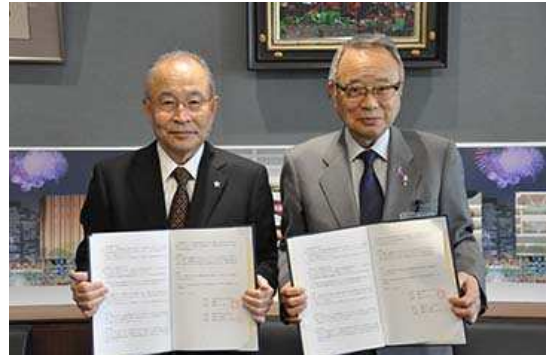
- (1) 帰宅困難者の一時滞在施設（又は一時待機場所）の提供・運営
- (2) 活動拠点運営スタッフなどのマンパワーの提供
- (3) 水や食料、毛布等の物資の提供
- (4) 活動拠点用資機材や物資を備蓄しておくための倉庫や場所等の提供
- (5) 災害時要援護者の受入れなど、その他事業者として協力可能な項目

* 協定書は、協定内容の詳細が外部に公表されることにより、災害発生時に混乱をきたす恐れがあるため、原則非公開としている。

協定締結の様子（右・高野区長）



耀常務理事（左）と高野区長（右）



問い合わせ：危機管理担当課長

【報道関係各位】

2015年11月12日

豊島区の「帰宅困難者対策の連携協力」に積極的に参加
目白駅周辺の教育機関として初めての協定締結
区と共に危機管理対策強化へ

学校法人学習院では、豊島区と「帰宅困難者対策の連携協力に関する協定」を締結するために、2015年11月12日（木）、豊島区役所において調印を行いました。なお、本調印により目白駅周辺の教育機関として初めての協定締結となりました。

この調印は、下記の通りです。

場所： 豊島区役所区長応接室

日時： 2015年11月12日(木) 9:15-9:45

調印者： 豊島区／豊島区長（高野 之夫 氏）、副区長、総務部長
学習院／常務理事（耀 英一）、事務局長、総務部長、施設部長、その他



向かって左：学習院常務理事 耀 英一 右：豊島区長 高野 之夫氏

この「帰宅困難者対策連携協力に関する協定」の内容は、

- ① 帰宅困難者の一時滞在施設（又は一時待機場所）の提供・運営
- ② 活動拠点運営スタッフなどのマンパワーの提供
- ③ 水や食料、毛布等の物資の提供
- ④ 活動拠点用資機材や物資を備蓄しておくための倉庫や場所等の提供
- ⑤ 災害時要援護者の受入れなど

以上から、協力項目を選択して締結しました。

※協定内容の詳細は災害時の混乱を避けるため、原則非公開となります。

豊島区では、2011年の東日本大震災では、円滑な初動態勢が取れなかったことを教訓として、具体的な行動計画の策定が求められ、翌年3月に豊島区帰宅困難者対策計画を策定しました。

そして2013年には、区と事業所等との間で、帰宅困難者に対する連携協力に関する協定を締結し、区と事業所等との連携による帰宅困難者対策の推進を発展させました。（2015年10月現在、21事業所等を締結）

学校法人学習院では、今回の「帰宅困難者対策」はもちろん、社会全体の取組みが必要とされている「危機管理対策」に関して、今後も積極的に参加する方針です。

【報道関係者からの問い合わせ先】 学校法人学習院 総合企画部広報課